

## 船舶事故調査報告書

平成24年5月31日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成23年10月13日 22時14分ごろ
発生場所	愛媛県松山市中島港南防波堤 松山市所在の伊予中島港南防波堤灯台から真方位175°120m付近 （概位 北緯33°58.3′ 東経132°38.1′）
事故調査の経過	平成23年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	巡視艇 なち、127トン 137160、国土交通省 37.00m×6.70m×3.45m、鋼 ディーゼル機関2基、4,798kW（合計）、平成15年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 30歳 二級海技士（航海） 免許年月日 平成18年5月24日 免状交付年月日 平成23年3月25日 免状有効期間満了日 平成28年5月23日
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部に凹損 防波堤 コンクリート部の凹損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか9人が乗り組み、旅客船の火災事故に対応するため、松山市松山港を緊急出動し、火災現場である中島港に向かった。</p> <p>本船は、船長が操船の指揮を行い、航海士及び航海士補Aの2人が交代しながら1.5海里レンジとしたレーダーで見張りをを行い、航海士補Bが手動操舵に当たって航行した。</p> <p>船長は、平成23年10月13日22時05分ごろ、東に面した中島港の南岸から北に延びる中島港南防波堤（以下「本件防波堤」という。）の北端に設置された緑灯台（以下「本件灯台」という。）の灯光を視認していたが、本件灯台の北側に北岸から延びる防波堤がより明るくはっきり見えたので、漠然と本件灯台の左側に可航域があると思い込んでいた。</p> <p>本船は、22時11分ごろ伊予中島港南防波堤灯台から079°（真方位、以下同じ。）1,100m付近で着棧体制に入り、航海士及び航海士補Aが、左舷船首の配置に就き、見張りを船長と交代した。</p> <p>船長は、約5ノットの対地速力で西進中、本件防波堤まで約50mに接近したとき、初めて本件防波堤を認め、すぐに全速力後進とした。本船は、22時14分ごろ、伊予中島港南防波堤灯台から175°120m付</p>

	<p>近において、船首部が本件防波堤に衝突した。</p> <p>船長は、すぐに乗組員の負傷の有無、本船の損傷を確認したのち、自力航行が可能と判断し、火災現場に急行して業務に当たった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、波高 約0.3m</p> <p>月齢等：月齢 15.5日、月出時刻 18時01分</p>	
その他の事項	<p>本船は、本事故当時、松山海上保安部に派遣され、その指揮下であり、松山港での仮泊中、同保安部から出動命令を受けて中島港に向かうことになった。</p> <p>船長は、中島港への入港は本事故時が初めてであった。</p> <p>船長は、本船に本事故発生現場付近の詳細な海図が積まれていなかったことから、電子海図により中島港の状況を確認していた。</p> <p>本船は、GPSプロッターを作動していた。</p> <p>本件灯台は、伊予中島港南防波堤灯台であり、灯高約8.1m、等明暗緑光、明3秒暗3秒、光達距離5海里であった。</p> <p>本事故発生時、船首配置に4人、船尾配置に3人が就いていた。</p> <p>見張りを行っていた航海士及び航海士補Aは、着棧体制に入る前に本件防波堤に関する報告をしていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、中島港内を西進中、船長が、レーダーを活用した見張り及び船位の確認を行わなかったことから、本件防波堤に接近していることに気付かず航行し、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、中島港内を西進中、船長が、レーダーを活用した見張り及び船位の確認を行わなかったため、本件防波堤に接近していることに気付かず航行し、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>本事故後、本船は、緊急出動の場合も出航前の打ち合わせ、入航前の港口状況の確認、乗組員同士の情報交換を活発に行うことを決めた。また、緊急出動の場合もレーダーの見張り要員を必ず配置し、また、夜間には、船首配置要員が探照灯を使用し、危険の早期発見に努めることを決めた。</p>	